

## 1. 講習科目と時間

講習科目		講習時間	一部免除者（時間）			
		一般講習 20時間	19	17	16	13
学科講習	小型移動式クレーンに関する知識	6	6	6	6	6
	小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	3	3	—	3	3
	小型移動式クレーン運転のために必要な力学に関する知識	3	3	3	—	3
	関係法令	1	1	1	1	1
小計		13	13	10	10	13
実技講習	小型移動式クレーン運転	6	6	6	6	—
	小型移動式クレーン運転のための合図	1	—	1	—	—
	小計	7	6	7	6	0
合計		20	19	17	16	13
所要日数（目安）		3日	3日	3日	2.5日	2日

## 2. 受講資格

講習時間	受講資格
20時間	・未経験者で他の資格を持っていない者
19時間	・労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条第6号、第15号から第17号まで若しくは第19号の業務に、6月以上従事した経験を有する者
17時間	・建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者 ・車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者
16時間	・クレーン・デリック運転士免許を受けた者、床上操作式クレーン運転技能講習修了者又は旧クレーン則第223条に規定するデリック運転士免許を受けた者 ・揚貨装置運転士免許を受けた者、玉掛け技能講習修了者又は旧クレーン則第235条に規定するクレーン運転士免許を受けた者
13時間	・鉱山保安法の規定による鉱山において、移動式クレーン（労働安全衛生法施工令第20条7号のクレーンをいう。）のうちつり上げ荷重が5トン以上のものの運転の業務に1月以上従事した経験を有する者